

# 指宿市製造事業者物価高騰軽減支援金支給事業について

エネルギー・食料品価格等の物価高騰によって、製造費に大きな影響を受け、経営が圧迫されている製造業事業者に対して、経営及び雇用の維持を図るために支援金を支給します。

## ◆ 支給対象者

指宿市内に事業所を置き、又は指宿市内に製造施設をおく法人及び個人事業主で「製造業」を営む者。ただし、以下の要件を満たすことが条件となります。

- ① 指宿市内で令和8年1月1日時点で事業を開始し、かつ申請日以降も事業を継続する意思があること。  
ただし、個人事業主は、令和8年1月1日時点から本市に引き続き住民登録されていること。
- ② 直近の決算期の売上が1千万円を超える者。
- ③ 業者の売上のうち製造業（日本標準産業分類のE製造業に規定するもの）に係るものの割合が2分の1を超える者。
- ④ 対象月※<sub>1</sub>の製造に係る原材料、燃料※<sub>2</sub>又は資材※<sub>3</sub>の単価が、基準月の製造に係る原材料、燃料又は資材の単価と比較して15%以上上昇している者。
- ⑤ 市税等の滞納がない者。
- ⑥ 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと。
- ⑦ 指宿市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

※<sub>1</sub>：対象月・基準月は令和7年4月1日から令和8年3月31日の任意の月とする。

ただし、製造期間が年間数か月しかなく、上記の期間で比較が困難である場合は、前年同月との比較も可とする。

※<sub>2</sub>：重油・灯油・軽油・LPガスのいずれかとする。

※<sub>3</sub>：製造・販売に係る梱包資材、容器などの資材を含む。ただし、事務処理等にかかる消耗品は対象外。

## ◆ 支援金

事業収入額に応じて以下のとおり支援します。

なお、1事業者につき1回限りの支給となります。

事業収入額	支援金の額
10億円以上	50万円
5億円以上10億円未満	40万円
1億円以上5億円未満	30万円
5千万円以上1億円未満	20万円
1千万円以上5千万円未満	10万円

注) 事業収入額とは、確定申告書類に記載されている金額で、直近の決算期を含む3年間で一番多い金額となります。

## ◆ 申請期間

令和8年4月15日（水）

から

令和8年5月29日（金）

## ◆ 申請書類の入手方法

- ・指宿市HP「指宿市製造事業者物価高騰対策支援事業（第2弾）」ページからダウンロード  
<指宿市HP <https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/info/company/page026098.html>>
- ・市役所商工水産課、指宿商工会議所、菜の花商工会（山川本所及び開聞支所）にて配布

## ◆ 提出方法

持参

<提出先> 〒891-0497 指宿市十町2424番地 指宿市役所商工水産課商工運輸係

## ◆ 提出書類

※①申請書（第1号様式）、②誓約書（第2号様式）及び以下③～⑧の該当する添付書類

① 指宿市製造事業者物価高騰対策支援金支給申請書（第1号様式）

② 誓約書（第2号様式）

③ 市税等に係る「完納証明書」

④ 確定申告書等の写し ※受付印又は電子申告の受信通知のあるもの。

法人  
法人税確定申告書類のうち、直近の決算期を含む3年間で、対象とする決算期の以下の書類

- ・確定申告書 別表一（1枚目）
- ・法人事業概況説明書（両面）
- ・受信通知（e-tax申請の場合）
- ・損益計算書

個人事業主  
所得税確定申告書類のうち、直近の決算期を含む3年間で、以下の書類

○青色申告の場合

- ・確定申告書B 第一表
- ・所得税青色申告決算書（1～2ページ）
- ・損益計算書
- ・受信通知（e-tax申請の場合）

○白色申告の場合

- ・確定申告書B 第一表
- ・収支内訳書（1～2ページ）
- ・受信通知（e-tax申請の場合）

○確定申告の義務がない方の場合

- ・市民税・県民税申告書
- ・市県民税申告収支内訳書

⑤ 製造に係る主たる原材料費等に係る書類 ※事業実施要領第3条第1項第3号イに該当する場合は不要

製造に係る原材料、燃料又は資材に係る単価経費が確認できる書類（写しで可）

○領収書、仕切書、明細書や帳簿など

⑥ 事業計画書（第3号様式） ※新規開業や休業等により、売上や原材料費等の実績がない又は変動がある事業者のみ

認定支援機関（税理士、指宿商工会議所及び菜の花商工会の経営指導員など）の助言・指導を受けて作成する必要あり

⑦ 請求書（第5号様式）及び振込先口座情報 ※申請者名義の口座に限る

金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人の記載のあるページの写し

⑧ その他 事業活動の実態を証する書類 ※前年分の確定申告書で、事業所名・所在地が分かる場合は不要

以下のいずれか（写しで可）

- ・定款
- ・登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）
- ・開業届

## ◆ お問い合わせ先

〒891-0497 指宿市十町2424番地  
指宿市役所 農水商工観光部 商工水産課 商工運輸係  
TEL：0993-22-2111（内線2312・2313） FAX：0993-23-4987  
mail：shoko@city.ibusuki.jp